

提案事項 第1号

合併の期日について

新町の合併の期日は、平成 年 月 日とする。

平成 15 年 2 月 17 日提案

(参考) 合併の期日(県内における協議会の状況)

協議会名	合併の期日	構成市町村名
西伯町・会見町合併協議会	平成 年 月 日	西伯町、会見町
西伯郡東部地域合併協議会	平成 17 年 3 月 1 日	大山町、名和町、中山町
東伯西部合併協議会	平成 16 年 9 月 1 日	赤碕町、東伯町
東郷湖周地域合併協議会	平成 16 年 10 月 1 日	東郷町、羽合町、泊村
天神川流域合併協議会	平成 16 年 10 月 1 日	倉吉市、大栄町、北条町、三朝町 関金町
鳥取市ほか 8 町村合併協議会	平成 16 年 10 月 1 日	鳥取市、国府町、福部村、河原町 用瀬町、佐治村、鹿野町、気高町 青谷町
八頭東部任意合併協議会	平成 年 月 日	郡家町、船岡町、八東町、若桜町

合併協議会スケジュール

	14年度			15年度										16年度										17年度					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
合併協議会 全般事項	協議会	協議会	協議会 ↑ 報告	協議会 ↑ 報告	協議会 ↑ 報告	協議会 ↑ 報告	協議会	協議会 ↑ 報告	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会 ↑ 報告	協議会	協議会 (新町発足まで必要に応じて開催) 両町議会での合併議決 県知事への合併申請 県との調整 県議会へ付議・議決 総務省へ の届出 (約40日) 合併の告示 新町発足													
まちづくり委員会 新町建設計画	委員公募	公募締切	第一回 日程・概況資料 全体会・分散会	第二回 意見集約 両町探訪・反省	第三回会議・分散会 第一回素案	第四回会議・分散会 第二回素案		第五回会議・分散会 第三回素案		住民説明会			新町建設計画案																
事業実施計画 財政計画	個別事業調査表	財政計画調整			検討・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議																					
協議の調整 (24項目)	事務事業等現況調査 専門部会取りまとめ	課題及び調整方針		課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針	課題・調整方針															
																													合併特例法適用期限

まちづくり委員会は、必要に応じて開催回数を調整する。

県議会での議決時期と法的手続きの流れについて

年度・月 県議会での議決時期	15年度	16年度												17年度	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
6月議会		合併協定書調印	臨時町議会での合併議決 知事への合併申請	県議会への付議 県議会の議決	総務省への届出	この間約40日	総務省の合併告示	新町発足							
9月議会		合併協定書調印	定例町議会での合併議決 知事への合併申請	県議会への付議 県議会の議決	総務省への届出	この間約40日	総務省の合併告示	新町発足							
12月議会				合併協定書調印	定例町議会での合併議決 知事への合併申請	県議会への付議 県議会の議決	総務省への届出	この間約40日	総務省の合併告示	新町発足					
摘要													合併特例法適用期限		

提案事項 第2号

新町の名称について

新町の名称について公募により、次のとおり募集する。

1. 名前のイメージ

地域の特性や歴史・文化にちなんだもの

住民の理想や願いにちなんだもの

将来のイメージを表すもの

全国にアピールできる名前など

2. 募集期間 平成15年3月10日から平成15年4月30日まで

3. 応募資格

(1) 西伯町及び会見町内の住民

(2) 西伯町及び会見町内に事務所又は事業所のある方

(3) 西伯町及び会見町内の事務所又は事業所の勤務者

(4) 西伯町及び会見町の出身者

4. 応募方法

一人1点とし、郵便、ファックス、電子メールによる。

漢字、ひらがな、カタカナのいずれかで、アルファベット及び算用数字は使えない。

採用者には記念品贈呈(応募多数の場合は抽選とする)

5. 募集方法

広報、協議会だより、新聞掲載、ホームページなどを活用する。

6. 決定方法及び時期

応募状況等勘案のうえ、協議会で協議決定する。

平成15年2月17日提案

新しい町の名前を募集します あ

さ **い** は く 町
み

町の名前募集

西伯町・会見町合併協議会では、合併により新しく発足する新町の名前を募集します。

新町の名前は

地域の特徴を表し、歴史や文化にちなんだもの、住民の理想や願いにちなんだもの、新町の将来をイメージさせるもの、全国にアピールできる名前など自由な発想でつけてください。

漢字、ひらがな、カタカナのいずれかで、アルファベットおよび算用数字は使えません。

募集期間 平成15年3月10日(月)から平成15年4月30日(水)まで

応募資格 西伯町及び会見町内に住所のある方及び出身者、事業所等のある方及び勤務されている方に限ります。

応募方法 郵便、FAX、およびメール等で、一人一点に限ります。

あて先・問合せ 西伯町・会見町合併協議会 事務局(合併推進室)まで
〒683-0201

鳥取県西伯郡会見町天萬558番地(会見町役場内)

TEL0859-48-3375、FAX48-3376、Eメール_____

採用者には記念品を贈呈します。(応募多数のときは、抽選とします)

応募形式

新しい町のなまえ _____町

よみ方 _____

つけた理由 _____

あなたの氏名 _____

住所 _____

郵便番号 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

提案事項 第3号

新町の事務所の位置について

合併期日の一年前を目標に決めることとする。

平成 15 年 2 月 17 日提案

(参考理由)

1. 新庁舎を建設した場合、多大の経費が必要。
2. 既存の庁舎を活用するためには、分庁方式も視野に入れ検討。
3. 合併前よりも住民サービスが低下しないよう配慮が必要。
4. まちづくり計画に反映するためには、早期の段階での判断が必要。
5. 電算処理業務の一元化等の事前作業には、約 1 年の準備期間が必要。
6. 小委員会を設置し検討する。
7. その他

提案事項 第4号

新町の議会議員の定数および任期の取扱いについて

新町の議会議員の定数および任期の取扱いについて、次のとおりとする。

1. 合併特例法による特例は、適用（ しない・する ）ものとする。
2. 定数については、今後協議する。

平成 15 年 2 月 17 日提案

(参考) 西伯町・会見町合併時における議会議員の身分等の取り扱いについて

区分	現在の議員の任期	新町の議員定数	合併時の選挙	発足時の議員の任期
原則	合併の前日まで (合併の日に自動的に身分を失う。)	法定数(22)以内で新町の条例で定める。	新町発足後、50日以内に実施 = 設置選挙	設置選挙の日から4年間。
在任特例	合併の日から最長2年の範囲で延伸。 (合併前に協議で決定。)	任期延伸中は、現に在任している議員数を定数とみなす。 次に行う選挙以降は、法定数(22)以内で新町の条例で定める。	旧町の議員が身分を保有 = 選挙なし	延伸された期間内。
定数特例	合併の前日まで (合併の日に自動的に身分を失う。)	最初の1期のみ、法定数の2倍(44)以内で新町の条例で定める。 の任期満了後の定数は、法定数(22)以内で新町の条例で定める。	新町発足後、50日以内に実施 = 設置選挙	設置選挙の日から4年間。

提案事項 第5号

新町の農業委員の定数および任期の取扱について

新町の農業委員の定数および任期の取扱については、次のとおりとする。

小委員会を設置し協議する。

平成15年2月17日提案

西伯町・会見町の新設合併における農業委員会委員の取り扱い

1 新設合併時における農業委員会委員に関する原則

- ・ 新設合併とは、**従前の町を廃して新たな町を作る**法手続き。
- ・ 従って、旧来の町が廃される日 = **合併の日を以って旧町の委員会は消滅し、委員の身分も喪失**。
- ・ 同時に、新町の**委員会自体は合併の日**に**設置されたこととなるが、委員は未定**の状態となる。
- ・ なお、**2以上の農業委員会を置く特例は、基準**（町の面積が2万4千ヘクタール超又は農地面積が7千ヘクタール超）を満たさないため、**適用されない**。
- ・ **新町での選挙等は次のとおり**

(1) 選挙による委員

定数は**10人以上20人以内**で、**条例により定めることとなる**。（農地面積1千3百ha以下の区分）
 合わせて町長は、次の条件の下、**知事の承認を得て条例で選挙区を設ける**ことができる。

ア 選挙区ごとの委員定数は、選挙人の数に比例させなければならない。

イ いずれの選挙区も、面積が500ヘクタール以上か、基準農業者数が600以上なければならない。

新町の発足後**50日以内に選挙による委員の選挙(設置選挙)**を行う。

(2) 選任による委員

新町の議会又は農協の推薦に基づき、新町の長が選任する。

したがって、新町の議会及び長の選挙が執行され選任行為が行われるまでは、委員は不在となる。

なお、**議会の推薦**による委員の数は、**5人以内**、**農協の推薦**による委員の数は**1人**である。

2 合併特例法による特例措置

合併前の旧町の協議により、合併の日から1年以内で、旧町の委員を在任させることができる。**(在任特例)**

なお、在任特例期間後は、委員定数等を定めた条例の規定に従って一般選挙(従来の任期満了選挙と同様)を行う。

(参考)

1 任期

区分	任期満了の日
西伯町	平成16年3月29日
会見町	平成16年4月20日

2 報酬月額

(単位:百円)

区分	会長	職務代理	委員
西伯町	413	320	267
会見町	397	308	257

3 定数

区分	選挙による委員			選任による委員									総計			
	西伯町	会見町	計又は新町	西伯町			会見町			計又は新町						
				農協	議会	計	農協	議会	計	農協	議会	計				
現行	10	10	20	1	3	4	1	3	4	2	6	8	28			
合併後法定数			10~20										1	1~5	1~6	16~26
合併後定数			??										1	?	?	??

4 農地及び農家戸数

区分	農地面積(ha)	農家戸数(戸)
西伯町	611	940
会見町	625	550
合計	1,236	1,490

提案事項 第6号

新町の特別職の身分の取扱について

新町の特別職の身分の取扱について、別紙のとおりとする。

平成15年2月17日提案

2 町の施策の調整方針について（総務部会 特別職の身分の取り扱いについて）

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
1・町長	地方自治法 (知事及び市町村長) 第 139 条 第 2 項 市町村に市町村長を置く。			町長 新町発足の日後 50 日以内に選挙により町長を選任する。それまでの間は町長職務執行者が職務を行う。
2・助役	地方自治法 (副知事・助役の設置及びその定数) 第 161 条 第 2 項 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。			助役 新町長が議会の同意を得たうえで選任する。それまでの間は町長職務執行者が職務を行う。
3・収入役	地方自治法 (出納長・副出納長・収入役及び副収入役) 第 168 条 第 2 項 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。		両町とも、収入役を置いていない。	収入役
	西伯町に収入役を置かない条例 収入役を置かない 収入役の事務は、助役が兼掌	会見町に収入役を置かない条例 収入役を置かない 収入役の事務は、助役が兼掌 助役に事故があるとき、又は欠けたときは、収入役の事務は町長が兼掌する。		
4・教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育長) 第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。			教育長 新町長が議会の同意を得たうえで教育委員を任命し、教育長を定める。それまでの間は、旧町の教育委員から 5 人を新町の委員として臨時に選定し、その中から互選により教育長を定める。

5・常勤の
特別職の任
期及び報酬
等

(括弧書は条例本則)

職名	任期	報酬額
町長	19. 4.29	780,000(810,000)円
助役	15. 5.25	624,000(649,000)円
教育長	16.12.27	585,000(608,000)円

期末手当
給料月額 × 120/100 に相当する額に給与条例の適用を
受ける職員の例による割合を乗じて得た額

旅費
鉄道賃 県内 普通旅客運賃
 県外 普通旅客運賃及び特別船室料金並びに
 座席指定料金

日当 1日につき 2,600円

宿泊料 1夜につき
 県内 11,800円
 県外 13,100円

食卓料 1夜につき 2,600円

その他の費用 一般職に準ずる

職名	任期	報酬額
町長	16. 6.10	780,000円
助役	18. 3.31	624,000円
教育長	17. 9.30	585,000円

期末手当
給料月額 × 120/100 に相当する額を期末手当基礎額と
し、これに給与条例の適用を受ける職員の例による割合
を乗じて得た額

旅費
鉄道賃 県内 普通旅客運賃
 県外 普通旅客運賃及び特別船室料金並びに
 座席指定料金

日当 1日につき 2,200円

宿泊料 1夜につき
 県内 9,800円
 県外 10,900円

食卓料 1夜につき 2,200円

その他の費用 一般職に準ずる

任期は、各法令の定めるところによる。
報酬、旅費の額は、西部町村会報酬等審議会で
決定したものの例によることとする。

新設合併における各種行政委員会の取り扱い

1 新設合併時における各種行政委員会に関する原則

- ・ 新設合併とは、**従前の町を廃して新たな町を作る**法手続き。
- ・ 従って、旧来の町が廃される日 = **合併の日を以って各種委員会も存立根拠を失い、委員の身分も喪失**。
- ・ しかしながら、**選挙管理・教育・固定資産評価審査**の3委員会については、合併時においても間断なく事務を行う必要があることから、**暫定委員会の設置**が法定されている。

2 各行政委員会の暫定選任等

(1) 選挙管理委員会委員(地方自治法施行令第4条)

旧町で**選挙管理委員会委員であった者が互選**により暫定委員となるべき者を決める。
 なお、互選を行う場所・日時は、新町の長の職務を行なう者が定めることとなる。
 暫定委員は、新町の最初の議会で委員の選任の手続きが行われるまで職務を行う。

(2) 教育委員会委員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条)

長の職務を行なう者が、旧町で**教育委員であった者の中から選任**する。
 委員長は、選任された暫定委員の**互選**で決定する。
 選任された委員は、町長選挙後最初に召集される議会の会期まで職務を行う。

(3) 固定資産評価審査委員(地方税法第423条第8項)

町長選挙が行われるまでの間
 長の職務を行なう者が、旧町で委員であった者の中から選任することができる。
 町長選挙が行われ、新町長が決定した後、最初の議会で同意を得て選任するまでの間
 町長が、旧町で委員であった者の中から選任することができる。

(参考)

1 任期

区分	選挙	教育	固定資産
西伯町	H17. 6. 23	H15. 9. 30	H15. 6. 30
		H16. 10. 1	H16. 5. 23
		H16. 12. 27	H17. 5. 23
		H17. 9. 30	
会見町	H18. 4. 24	H18. 10. 11	
		H16. 10. 9	H16. 3. 31
		H16. 10. 11	
		H17. 9. 30	
		H17. 12. 31	
H18. 9. 30			

2 報酬月額

(単位:百円)

区分	選挙(日額)		教育(月額)		固定資産(日額)
	委員長	委員	委員長	委員	
西伯町	56	54	413	267	54
会見町	54	52	397	257	52

提案事項 第7号

両町の各種施策に関する調整方針の考え方について

両町の各種施策に関する調整方針の考え方については、別紙のとおりとする。

平成15年2月17日提案

提案事項 第7号 資料：1 . 基本方針の検討事項（比較表）

西伯町・会見町合併協議会	東郷湖周地域合併協議会	天神川流域合併協議会
	<p>3町村は従来からそれぞれ特色ある施策に取り組み、地域の活性化や住民福祉の充実を図ってきた。合併する際には3町村のそれぞれよいところを生かすため、住民サービスは良いほうに、住民の負担は低いほうに調整することを原則とする。</p>	<p>住民福祉の向上の原則 住民サービス及び住民福祉の向上に努める</p> <hr/> <p>負担公平の原則 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。 (各種使用料、手数料や税率等格差を生じないように調整)</p> <hr/> <p>健全な財政の原則 新市において健全な財政運営に努める。</p>
	<p>合併年度あるいは合併翌年度に制度の統一をすることを原則とするが、3町村の各種施策や地域環境からして、統一が難しい課題に関しては、時間をかけて調整することとする。</p>	<p>一体性の確保の原則 新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。(住民票や各種証明書の発行、福祉・保健サービス等を調整)</p>
	<p>これまでの行政運営における基本方針や、国・県を中心とした関係行政機関等との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。</p>	<p>行政改革推進の原則 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。 (スクラップ・アンド・ビルドの視点で事務事業を調整)</p>
	<p>合併前のハード事業整備については3町村それぞれが広域的なまちづくりの観点で総合的に企画調整することとする。</p>	

提案事項 第7号 資料：2 . 協定項目にかかる調整方針の考え方について(比較表)

西伯町・会見町合併協議会	東郷湖周地域合併協議会	天神川流域合併協議会
	<p>「<u>町(村)の例による。</u>」 新町発足の日から新町において施行する事項で、合併協議会及び3町村で具体的な調整を行った結果、3町村のいずれかの例によることとなった場合の表現。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐもの。</p>
	<p>「<u>合併時に調整する。</u>」 新町発足の日から新町において施行する事項であるが、合併の直前(1年間程度前)の各町村の状況や国、県等からの助言などを勘案する必要があるため、合併の是非決定後又は合併の方向が明確になった後に、合併協議会及び3町村で具体的な調整を行うこととなる場合の表現。</p>	<p>合併時に一元化(統合・再編)で調整をするもの。 <u>合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させるもの。</u></p>
	<p>「<u>新町において調整する</u>」 新町発足から当面の間は、3町村のそれぞれの制度をそれぞれの区域に適用し、いずれの時点で、統一した制度を制定するのか、そのまま3町村(旧町村)それぞれの制度を適用するのかについて、新町が具体的な調整を行うこととなる場合、ならびに新町発足から速やかに統一した制度を制定すべき事項ではあるが新町が新町の状況を見ながら具体的な調整を行う必要がある場合、の表現。</p>	<p>合併後に一元化(統合・再編)で調整をするもの。 <u>新市の議会で逐次制定し、施行させるもの。</u></p> <p>合併時に廃止の方向で調整するもの。 <u>合併と同時に関係市町の法人格が消滅し、自動的に廃止させるもの。</u></p> <p>合併後に廃止の方向で調整するもの。 <u>新市に引継ぎ暫定的に施行するが、その後新市の議会で逐次廃止させるもの。</u></p>

	<p>上記のほか、一般的な表現は次のとおり</p> <p>「<u>現行のとおりとする</u>」：3町村の取扱いが全く同じで、新町も同じ取扱いとする場合などの表現</p> <p>調整方針欄に、調整後の施策内容をそのまま明記</p> <p>(例)</p> <p><u>は新町発足の日</u>に統合する。</p> <p><u>新町において新たに</u> を設置する。</p> <p><u>新町において新たに</u> を作成する。</p>	
--	---	--

7. その他

両町をひとつにした取り組みについて

西伯町及び会見町の合併に向けて、今後の交流促進を図ることを目的に次の取り組みを行うこととする。

1. 行事、イベント等を両町の広報媒体で周知させる。
具体的な方法……防災行政無線、広報紙等
2. 各種行事イベント等の企画、開催は、両町を視野において検討する。
3. 各級団体及び組織等の連絡会議、交流会などの開催
4. 既設団体等の積極的交流
5. その他必要事項